

第6次茨城県廃棄物処理計画

—食品ロス削減推進計画に関する事項—



【令和8（2026）年度～令和12（2030）年度】

第6次茨城県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の趣旨【P.1～P.6】

1 趣旨

廃棄物の発生抑制及び適正処理に係る取組を引き続き推進するとともに、令和32(2050)年頃の脱炭素社会及び持続可能な社会の実現を目指し、循環経済への転換等、資源循環に係る取組を推進することを目的として策定。

2 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項に基づく都道府県廃棄物処理計画。

3 計画期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度(5年間)

2 廃棄物処理の現状と処理量の予測【P.7～P.21】

1 一般廃棄物

ごみ排出量は減少傾向であるが、R5年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は全国より多い。(全国比+22%)
※全国と比較して庭木等の排出比率が高いことやプラスチックごみの分別が進んでいないことが影響しているものと分析。

年度		H30(2018)	R5(2023)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	茨城県	615g	580g
	全国	505g	475g

2 産業廃棄物・不法投棄

【産業廃棄物】

排出量は横ばいの状況であるが、最終処分量は増加。なお、県内最終処分場の残余容量は減少。

年度	H30(2018)	R5(2023)
排出量	11,547千t	11,540千t
最終処分量※	145千t	167千t
県内最終処分場の残余容量	154万m ³	78万m ³

※石炭火力発電所のばいじん等を除く

【不法投棄】

発生件数の多いR2年度と比較すると、R4・R6年度は減少。

年度	R2(2020)	R4(2022)	R6(2024)
不法投棄発生件数	197件	87件	112件

3 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性【P.22～P.25】

1 一般廃棄物

- 現状を踏まえ、更なる3R行動の促進が必要であり、特にプラスチックごみや食品ロス削減の対策を強化することが必要。
- 効率的かつ安定的なごみ処理体制を確立するため、ごみ処理の広域化検討が必要。
- 災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制の確保が必要。

2 産業廃棄物

- 排出事業者責任の徹底や適正処理・適正保管体制の整備を進めつつ、更なる3Rの取組が必要。
- 不法投棄を未然に防止するために、監視体制の構築や事案の早期解決を図るための対策が必要。
- 公共関与により新産業廃棄物最終処分場の整備を進めており、現処分場から円滑な移行が必要。

3 循環型社会形成に係る共通課題

- 持続可能な社会の実現を見据え、各主体が目標を共有し、相互に連携、協働しながら、取り組んでいくことが必要。
- 県が、廃棄物を排出する側と処理する側の双方に関わり合いをもちながら総合的な舵取りを行い、循環型社会形成に向けた各主体の取組の促進が必要。

4 廃棄物の減量化等の目標【P.26～P.29】

年度区分		R5(2023)基準	R12(2030)目標	R12(2030)予測値	目標値の設定方法	
一般廃棄物	目標	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)	580	543	550	全国値との乖離(+22.1%)を縮小させるため、国目標(年0.45%削減)の約2倍(年0.91%削減)を目標として設定。 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減目標を踏まえ、目標設定。
		排出量(千t)	967	851	857	
		最終処分量(千t)	57	50	51	
	参考	1人1日当たりのごみ排出量(g)	921	867	874	国の目標に準拠し、26%を目標に設定。 目標を踏まえ設定。
産業廃棄物	目標	排出量(千t)	11,540	11,500	11,500	増加させないため予測値を目標に設定。
		最終処分量(千t)	167	167	171	増加予測のため、現状維持を目標設定。
		出口側の循環利用率(%)	48.4	48.8	48.8	国同様に現状維持とするため、予測値を目標として設定。
不法投棄	目標	不法投棄の発生件数(件)	112 R6(2024)値	80	—	過去最少の水準(平成29(2017)年度:77件)を目標として設定。

※一般廃棄物(ごみ、し尿、浄化槽汚泥)のうち、ごみの量を指標とする。

※産業廃棄物最終処分量は、港湾計画に則り処分が行われる、石炭火力発電所のばいじん等の最終処分量を除いた数値とする。

※一般廃棄物の予測値:過去10年分のデータを元に回帰分析を行い、将来人口も加味して排出量等を予測。(「1人1日当たり」の指標は将来人口で割り返して算出)

産業廃棄物の予測値:経済活動のトレンド等により予測した業種ごとの将来の活動量指標をもとに、将来は現在の処理状況のままであると仮定し、排出量等を予測。

5 目標達成に向けた基本的施策（県の取組）【P. 30～P. 51】

持続可能な循環型社会の形成に向けて

方向性1 3Rの促進・推進		
1 県民の3Rの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に関する情報発信 ・エコ・ショップ制度の推進 ・衣類の再資源化の推進 新 ・食品ロス削減の推進 拡 重点項目② 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の推進及び環境意識の醸成 ・集団回収表彰制度の推進 ・プラスチックごみ対策 拡 重点項目①
2 事業者の3Rの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ・ショップ制度の推進 ・産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物再資源化指導センターの活用 ・茨城県グリーン購入推進方針の推進
3 市町村の3Rの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理有料化の導入支援 ・リサイクル全般の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ分別の促進 拡 ・一般廃棄物焼却灰の再資源化促進 新

方向性2 廃棄物適正処理の推進		
1 不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・監視体制の強化（警察との連携、不法投棄110番やボランティアの委嘱、通報アプリの活用、パトロールの民間委託等） ・不適正事案の早期対応 ・一般廃棄物のポイ捨て対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制や罰則の強化についての国への働きかけ
2 排出事業者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト利用の拡大 ・PCB廃棄物適正処理指導員による巡回指導 ・感染性廃棄物の適正処理推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内搬入事前協議制度等によるチェック体制の確保 ・アスベスト適正処理指導員による立入指導
3 適正処理・適正保管体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設設置に係る事前審査及び立入検査による適正処理の確保 ・優良産業廃棄物処理業者の認定による廃棄物処理業界の地位向上等 ・有害使用済機器の適正な保管の推進 ・業界との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源物の適正保管の推進 新
4 懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの再資源化 新 ・高齢化社会への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災原因となるリチウムイオン電池等の適正処理 新

方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進		
1 一般廃棄物処理施設の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援 ・広域的なごみ処理の促進 	
2 産業廃棄物最終処分場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業廃棄物最終処分場への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコみらいひたちの整備・運営 新
3 災害廃棄物処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県内災害廃棄物処理体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・県域を越えた広域的な連携の確保
4 分野別産業廃棄物処理対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車リサイクルにおける適正処理の確保 ・農業由来の廃プラスチック適正処理の推進 ・浄水発生土及び下水道汚泥のリサイクル推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物法に基づく適正処理の指導等 ・建設副産物の発生抑制や再生利用の促進 ・指定廃棄物の処理についての国への働きかけ

重点項目① プラスチックごみ対策

1 市町村におけるプラスチック分別収集の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における分別収集の促進及びリサイクル施設の整備支援 ・ペットボトルのB to B促進
2 プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携による再生利用の促進 ・プラスチック・スマートの促進
3 海岸漂着物対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・補助を活用した回収、処理事業の促進 ・組成調査の実施による実態把握 ・陸域における漂着ごみ対策

重点項目② 食品ロス削減の推進

1 教育及び学習の振興、普及啓発等	
2 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進	詳細は、食品ロス削減推進計画へ掲載
3 未利用食品等を提供するための活動促進	
4 市町村の取組促進	

6 計画の推進【P. 52～P. 57】

(1) 計画の推進

県民、事業者、処理業者、民間団体等、市町村、県がそれぞれの役割を認識した上で、連携・協働して3Rや適正処理の推進に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

本計画で数値目標として掲げた指標の定期的な調査・把握を行うとともに、毎年度、計画に掲げる各種施策等の実施状況の分析・評価により、施策等の成果を検証し、茨城県環境審議会等による外部有識者からも意見を聞いて、施策の進め方や内容の改善、目標の見直し等を実施するなど、PDCAサイクルにより継続的に改善を図りながら、本計画の進行管理を行います。

食品ロス削減推進計画に関する事項の概要

計画策定の趣旨

【計画の位置づけ】

食品ロス削減推進法第12条1項及び2項に基づき、第6次茨城県廃棄物処理計画内に都道府県食品ロス削減計画として位置付け策定

【計画期間】令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

1 食品ロスの現状と課題 【P.1～P.7】

（1）全国の食品ロスの状況（令和5（2023）年度推計値）

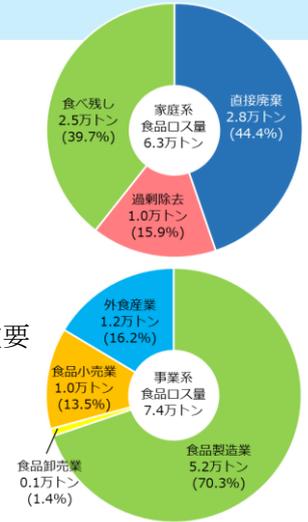
- ・全国の食品ロス量は、年間464万トン、国民1人1日当たり約102グラム
- ・内訳は、家庭系233万トン、事業系231万トン

（2）茨城県の食品ロスの状況（令和5（2023）年度推計値）

- ・本県の食品ロス量は、家庭系6.3万トン、事業系7.4万トン
- ・家庭系は、主に「直接廃棄」と「食べ残し」がそれぞれ約4割程度を占めている
- ・事業系は、食品製造業が約7割、食品小売業と外食産業が約1～2割占めている

（3）食品ロス削減に向けた課題

- ・家庭系削減に向けては、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要
- ・食品ロスの県民意識は高いため、情報発信・普及啓発で削減を促進する必要がある
- ・事業系削減に向けては、サプライチェーン全体で取組を推進していくことが重要
- ・小売業や外食産業の発生要因は、消費者意識が起因のものも多いため啓発が必要
- ・事業者の取組の県民認知度は高くないため、事業者の課題や取組を発信し、自身の行動とのつながりについて理解を深め、問題意識を共有する必要がある



2 食品ロスの削減目標 【P.8】

国の目標年度までの削減率を踏まえ、本県の食品ロス量を令和5（2023）年度比で令和12（2030）年度までに、次のとおり削減させる。

【家庭系】11.7%削減

【事業系】14.0%削減

	現状 (2023(R5)年度)	目標 (2030(R12)年度)
食品ロス量	13.7万t	12.0万t
家庭系	6.3万t	5.6万t
事業系	7.4万t	6.4万t

3 施策展開 【P.9～P.11】

（1）教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・学習教材や環境アドバイザーによる学習機会創出
- ・食品ロス削減月間における県民意識の醸成
- 新 3010運動の推進など、消費の機会を捉えた啓発
- 新 エシカル消費、食育での普及啓発
- 新 災害時用備蓄食料におけるローリングストックの普及啓発

（2）情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進

- ・いばらき食べきり協力店の活動推進
- 新 いばらきフードロス削減取組宣言の募集・発信
- 新 てまえどり、外食時の持ち帰り等の参画促進
- 新 国の食べ残し持ち帰り等、各種が「ドライブ」の周知
- ・食品廃棄物の飼料・肥料化の取組促進

（3）未利用食品等を提供するための活動促進 新

- ・需給マッチング等による事業者等の支援
- ・食品寄贈による子ども食堂での未利用食品活用
- ・災害時用備蓄食料の有効活用
- ・フードドライブや回収ボックス等の周知・発信

（4）市町村の取組促進

- ・地域特性のある普及啓発が行われるよう支援
- 新 先進的な事例等の発信と連携体制の構築



4 計画の推進 【P.12～P.15】

（1）各主体に求められる役割と行動

- 【消費者】使い切り、食べきり、未利用食品寄附等
- 【事業者】社員普及啓発、災害時用備蓄食料活用等
- 【食品関連事業者・農林漁業者の共通事項】食品ロスの理解、行政へ協力、未利用食品提供等
- 【食品製造業者】無駄のない原料利用、期限延長等
- 【食品卸売・小売業者】商習慣見直し、売り切り等
- 【外食事業者】仕入・提供の工夫、持ち帰り対応等
- 【農林漁業者】規格外・未利用の農林水産物の活用
- 【民間団体】行政・事業者との連携や普及啓発
- 【県・市町村】各主体への普及啓発や取組支援等

（2）推進体制

- ・庁内連絡会議や食品関連事業者との意見・情報交換を行い取組を推進
- ・本県の食品ロスの排出実態や県民の意識・取組状況等を把握するため継続的に調査を実施

（3）計画の進行管理

- ・主な施策の評価指標を定めるとともに各施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を実施

【評価指標】

県民の食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合、いばらき食べきり協力店の登録数等